明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六〇）　一
〔省令〕
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　二
○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七六）　二六
〔告示〕
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働五一四）　二五
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇三三）　二六
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同一〇三四）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一〇三五）　二七
○建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（同一〇三六）　二七
〔人事異動〕
国税庁　二八
〔資料〕
四半期別GDP速報（二次速報）（二〇一二（平成二十四）年四～六月期）（内閣府）　二八
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　四一
裁判所
破産、免責、再生関係　四二
特殊法人等
平成二十三年度財務諸表（独立行政法人日本芸術文化振興会・全国健康保険協会）関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　一〇三

府令

○内閣府令第六十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第二号イ、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）第一条第五号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号を次のように改める。

一　二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域（以下「国等」という。）の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（以下「統括事業」という。）

第十五条第二号中「次号」の下に「、第六号」を加え、同条に次の一号及び三項を加える。

六　統括事業を実施する法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　特定多国籍企業（我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、その親法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。）により我が国において設立される法人（当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業（内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。）に限る。）、当該特定多国籍企業の子法人等（内国法人に限る。）又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人（内国法人に限る。）に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間（指定法人事業実施計画に記載された希望する指定の有効期間をいい、当該希望する指定の有効期間が三年を超える場合には第十七条第一項の申請書の提出の日から三年間とする。ロにおいて同じ。）中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。）

ロ　統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　統括事業における雇用の確保に資する法人として、次のいずれにも該当する法人

(i)　統括事業に常時使用する従業員の数の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては十人以上、その最終年度においては十八人以上である法人

(ii)　統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人

(iii)　統括事業に常時使用する従業員が国内に居住する者である法人

(iv)　統括事業に常時使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人